

基本目標Ⅳ DV等のあらゆる暴力の根絶(宇佐市DV対策基本計画)

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に基づく宇佐市DV対策基本計画

1. 計画策定の要旨

配偶者やパートナーからの暴力は、犯罪となり得る行為で、重大な人権侵害です。被害者は多くの場合女性であり、配偶者やパートナーが暴力をふるうことは、個人の尊厳を著しく傷つけるとともに男女共同参画実現の大きな妨げになっています。

こうした状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るために、国では2001(平成13)年に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(以下「DV防止法」という。)」を制定しました。さらに、2008(平成20)年1月にDV防止法が一部改正され、市町村においても、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画を策定することが努力義務になりました。

これを受けて本市では、2017(平成29)年9月に「宇佐市DV対策基本計画」を策定し、施策の推進を図ってきました。今回の第3次宇佐市男女共同参画計画策定に合わせて、総合的かつ計画的に施策の充実を図ることとします。

2. 計画の性格

「DV防止法」第2条の3第3項に基づいて、基本目標Ⅳ.「DV等のあらゆる暴力の根絶」の部分で宇佐市DV対策基本計画と位置付けます。(第1章に同様の記述あり)

市民の皆さんに期待される取り組み

- DVやあらゆる暴力を絶対にしない、させない、許さないという意識を持ちましょう。
- 被害を受けたら一人で悩まず専門の相談機関に相談しましょう。

事業者等に期待される取り組み

- パワーハラスメントやセクシュアル・ハラスメントに対する知識を身につけましょう。

DV(ドメスティック・バイオレンス)とは、配偶者やパートナー等への暴力のこと。身体的暴力だけでなく、精神的・経済的・性的等あらゆる形の暴力が含まれます。

セクシュアル・ハラスメントとは、職場等で相手の意思に反して、不快や不安な状態に追い込む性的な言動のこと。

毎年11月12日から25日は「女性に対する暴力をなくす運動」期間です。宇佐市ではパープルツリーの設置や街頭啓発などを行っています。



重点課題1 暴力の根絶と被害者支援

【現状と課題】

配偶者等からの暴力(ドメスティック・バイオレンス=DV)は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。DVは、外部からの発見が困難な家庭内等において行われることから、顕在化が困難であるとともに加害者側に罪の意識が薄い傾向にあります。このような特性から周囲も気が付かない内に暴力がエスカレートし、被害が深刻化しやすい特性があります。

全国的には、近年配偶者等パートナーからの暴力に関する被害相談は増加しており内閣府の調査では2020(令和2)年度は配偶者等パートナーからの暴力に関する被害相談は約19万件で前年度から約1.6倍増加しています。

本市が実施した意識調査においても「大声でどなって威嚇する」「たたく、突き飛ばす」「長時間無視し続ける」等の経験があると回答が10%を超えていました。

本市では、これまでも関係各課が連携し、被害の未然防止や被害が起きた場合の被害者支援にあたってきました。今後も情報共有を図りながら、さらなる体制整備に努める必要があります。

セクシュアル・ハラスメント^{※11}、ストーカーやパワー・ハラスメント^{※12}は、重大な人権侵害にあたる行為です。特に、セクシュアル・ハラスメントやストーカーは他の重大犯罪につながる事も想定されることから、関係機関と連携し、これらの行為を防ぐとともに被害が起きた際の相談体制や被害者の保護等について、体制を整備することが必要です。



セクシュアル・ハラスメント^{※11} (性的いやがらせ)

相手を不快にさせる性的な言動により、個人の生活環境を害すること又は性的な言動に対する個人の対応に起因して当該個人に不利益を与えることをいう。具体的には相手の意に反した性的な性質の言動、身体への不必要な接触、性的関係の強要、公衆の場へのわいせつな写真の掲示など、さまざまな様態のものが含まれる。

パワー・ハラスメント^{※12}

同じ職場で働く人に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与えたり職場環境を悪化させる行為です。「職場内の優位性」は、上司・部下などの「職務上の地位」によるものだけではありません。人間関係や専門知識などの様々な優位性が含まれます。

○夫から妻（恋人間を含む）への次の行為について、あなたが経験したことは何ですか。

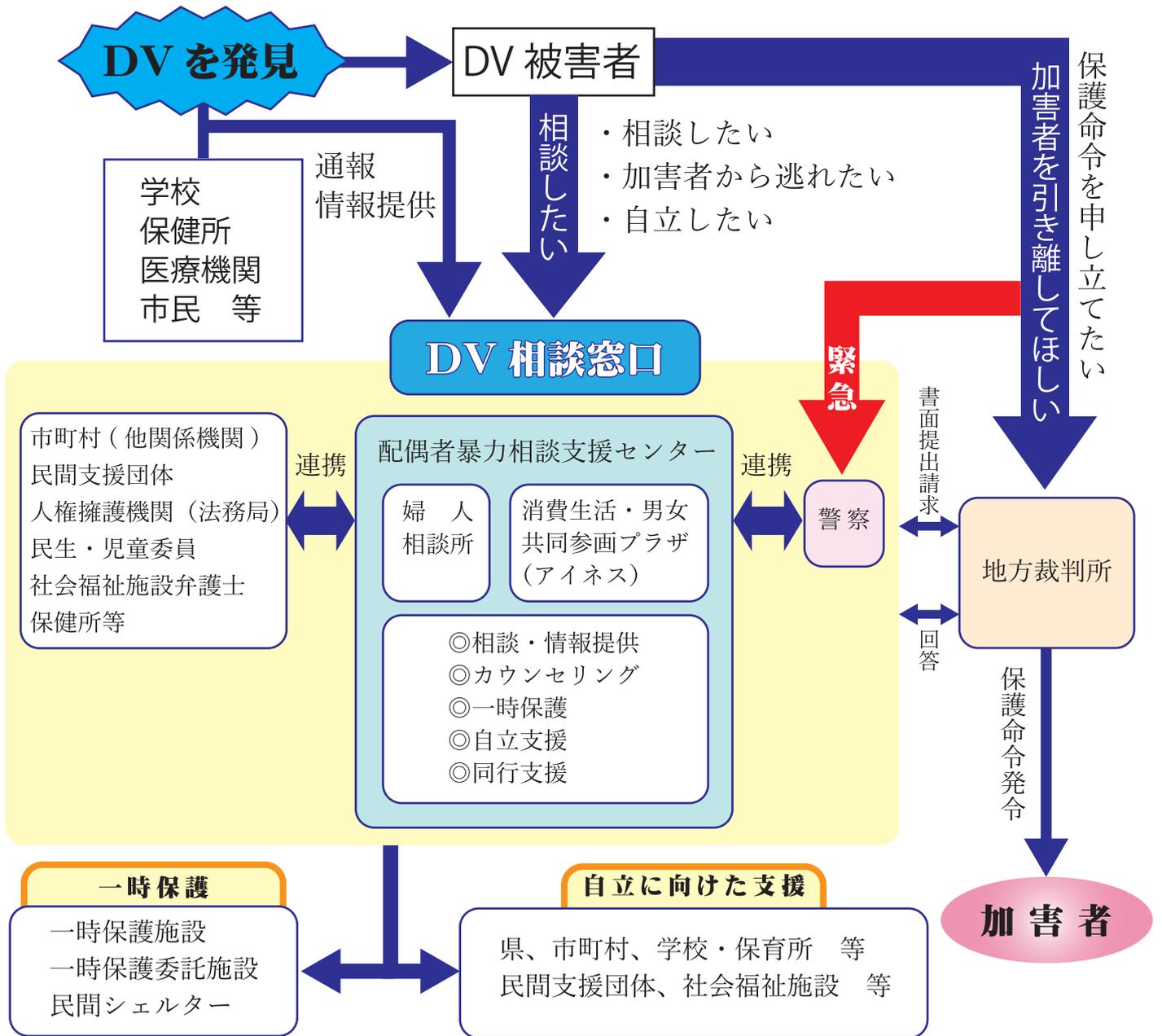
行為	人数	割合 (%)
大声でどなって威嚇する	92	26.4
たたく、突き飛ばす	62	17.8
何を言っても長時間無視し続ける	50	14.5
家具や食器、日用品等をなげたりして、おどす	45	13.1
大事な決め事をするときに自分の意見を無視する	44	12.8
殴るふりをしておどす	36	10.4
殴る、蹴る	35	10.1
「誰のおかげで生活できるんだ」などとののしる	34	9.9
いやがるのに、性的な行為を強要する	34	9.9
「殺す」「けがをさせる」などといっておどす	20	5.8
交友関係や電話、郵便物やメール等を細かく監視する	20	5.5
大切にしている物をわざと捨てたり、壊したりする	18	5.2
避妊に協力しない	17	4.9
身体を傷つける可能性のある物で殴る	12	3.5
社会的な活動や就職などを許さない	11	3.2
生活費を渡さない、食事をさせない	10	2.9
刃物などをつきつけて、おどす	7	2.0
みたくないのに、ポルノビデオやポルノ雑誌をみせる	5	1.5
中絶を強要する	4	1.2

○あなたは職場や地域社会などで次のような経験をしたことがありますか。（女性のみ）

行為	人数	割合 (%)
容姿や年齢について話題にしたりする	93	30.4
性的な話や冗談を言う	81	26.5
「女のくせに」「女だから」または「男のくせに」「男だから」と言う	68	22.4
さわる、抱きつく	62	20.3
結婚や出産など、プライベートなことについてしつこく言う	51	16.8
宴会などでお酌やデュエット、ダンスを強要する	48	15.6
ストーカーをされる	16	5.2
性的なうわさをながす	13	4.3
性的な内容の手紙やメール、電話をしたりする	11	3.6
地位や権限を利用して、性的関係を迫る	11	3.6
性的被害に遭う	5	1.6

資料：宇佐市「男女共同参画社会づくりのための意識調査」令和3年3月

DV 被害者に対する支援の流れ



《相談窓口体制》

総合窓口・・・人権啓発・部落差別解消推進課、隣保館、市民課

○ 相談を受けて相談者の状況により以下の担当課になります。

- ・ 18歳未満の子どもがいる場合：子育て支援課、福祉課
- ・ 高齢者の場合：介護保険課、福祉課
- ・ 障がい者の場合：福祉課
- ・ 上記以外の場合：人権啓発・部落差別解消推進課

D V (夫やパートナーからの暴力等) に関する相談窓口	☆ 宇佐市役所 福祉課 福祉総務係 0978-27-8139(直通) 月～金(祝日・年末年始除く)8時30分～17時
	☆ 女性の人権ホットライン(大分地方法務局) 0570-070-810 月～金(祝日・年末年始除く)8時30分～17時15分
	☆ おおいた性暴力救援センター(すみれ) 097-532-0330 月～金(祝日・年末年始除く)9時～20時
	☆ 配偶者暴力相談支援センター 097-544-3900 ●電話相談 月～金 9時～21時 土日祝 13時～17時、18時～21時
	☆ 大分県消費生活・男女共同参画プラザ(アイネス)097-534-8874 月～金(祝日・年末年始除く)9時～16時30分
	☆ 宇佐警察署 0978-32-2131 ※ 身の危険を感じたら、110番

重点課題 1 暴力の根絶と被害者支援

施策の方向	(1) 男女間の暴力の根絶	主な担当課	
具体的な施策	① 暴力を根絶するための意識啓発		
	主な取組	男女間の暴力の根絶に向けて、講演会等を開催するとともに、広報啓発活動を行い、男女間の暴力根絶についての学習機会を提供します。	
			福祉課 商工振興課 農政課 林業水産課 人権啓発・部落差別解消推進課 社会教育課
	② ドメスティック・バイオレンス対策の推進		
	主な取組	日常的な暴力行為に対する情報収集体制の整備や DV 等の被害者に対する支援の充実を行うとともに、被害者が自立するための情報提供と支援を行う。	
			福祉課 人権啓発・部落差別解消推進課 (安) 地域振興課 (院) 地域振興課
	③ セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進		
	主な取組	女性に対する人権意識の高揚とセクハラ防止対策としてリーフレットなどの配布による啓発活動や相談窓口の充実など体制推進を図ります。	
		商工振興課 農政課 林業水産課 人権啓発・部落差別解消推進課	
④ 相談体制の整備充実			
主な取組	被害者が一人で悩まず安心して相談できるよう国や県及び関係機関と連携するとともに、相談窓口などの情報提供を行います。		
		福祉課 人権啓発・部落差別解消推進課	

宇佐市におけるDV相談件数

相談件数(令和2年度)	21件
-------------	-----